別記様式第二第三表中

摘要

を

点検箇所の数	摘要

に改め、同表備考2中「分けて記載」の下に「し、雨水公共下水道については、雨水管渠を記載」を加え、「の雨水管渠」の下と「又は雨水公共下水道」を加え、同表備考に次のように加える。

4　「摘要」の欄は、点検の方法及び頻度を記載すること。

別記様式第二第四表中備考3を備考4とし、備考2を備考3とし、備考1を備考2とし、備考2の前に次のように加える。

1　この表は、法第2条第3号イに該当する公共下水道について記載すること。

別記様式第二第五表備考中「分けて記載」の下に「し、雨水公共下水道については、雨水に係るポンプ施設を記載」を加え、「分流式の公共下水道の」を「分流式の公共下水道又は雨水公共下水道の」に改める。

別記様式第二第六表備考1中「分けて記載」の下に「し、雨水公共下水道については、雨水に係る貯留施設を記載」を加え、「分流式の公共下水道の」を「分流式の公共下水道又は雨水公共下水道の」に改める。

別記様式第三第三表中

摘要

を

点検箇所の数	摘要

に改め、同表備考に次のように加える。

4　「摘要」の欄は、点検の方法及び頻度を記載すること。

別記様式第六から第八まで及び第十から第十二までの様式中「第25条の10第1項」を「第25条の18第1項」に改める。

別記様式第十四の様式中「第25条の10第1項」を「第25条の18第1項」に改め、「第25条の10」を「第25条の18」に改め、「、第8条」を「から第8条まで」に改め、「第23条」を「第23条の2」に改める。

別記様式第十五第三表中

摘要

を

点検箇所の数	摘要

に改め、同表備考に次のように加える。

4　「摘要」の欄は、点検の方法及び頻度を記載すること。

附　則

この省令は、水防法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成二十七年十一月十九日）から施行する。

規　則

○国家公安委員会規則第二十号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成二十七年十一月十三日

国家公安委員会委員長　河野　太郎

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六条」を「第五条」に、「第七条―第二十八条」を「第六条―第二十六条」に、「第二十九条―第三十九条」を「第二十七条―第四十条」に、「第四十条―第五十条」を「第四十一条―第五十一条」に、「第五十一条―第五十六条」を「第五十二条―第五十七条」に、「第五十七条―第六十一条」を「第五十八条―第六十二条」に、「第六十二条―第六十七条」を「第六十三条―第六十八条」に、「第六十八条―第七十三条」を「第六十九条―第七十四条」に、「第六節　深夜における接客業務受託営業に係る処分移送（第七十四条―第七十九条）」を「第六節　特定遊興飲食店営業の規制等（第八十条―第八十五条）」に、「第七節　深夜における飲食店営業の規制等（第九十条―第百四条）」を「第七節　深夜における飲食店営業の規制等（第八十一条―第八十七条）」に、「第八節　接客業務受託営業に係る処分移送通知書（第百五条）」を「第八節　接客業務受託営業に係る処分移送通知書（第八十八条）」に改める。

第一条第一項中「第八十七条」を「第百十三条」に改め、同条第二項第一号中「第五条第一項」の下に「（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）」を加え、同項第二号中「第十四条第一項」を「第十三条第一項（第八十一条において準用する場合を含む。）」に改め、同項第三号中「第十五条第一項」を「第十四条第一項（第八十二条において準用する場合を含む。）」に改め、同項第四号中「第十六条第一項」を「第十五条第一項（第八十三条において準用する場合を含む。）」に改め、同項第五号中「第九条第三項」の下に「（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。次項において同じ。）」を、「風俗営業者」の下に「又は特定遊興飲食店営業者」を加え、同項第六号中「第十条の二第二項」の下に「（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）」を加え、同条第三項中「風俗営業者」の下に「若しくは特定遊興飲食店営業者」を加える。

第二条及び第三条を削る。

第四条の見出し中「客席における」を「営業所内の」に改め、同条中「法第二条第一項第五号の客席における」を「法第二条第一項第二号の営業所内の」に、「場合に」を「客室の区分に」に、「客席の」を「客室の」に改め、同条各号を次のように改める。

一　客席（客に飲食をさせるために設けられた食卓、椅子その他の設備及び当該設備を使用する客が通常利用する客室の部分をいう。以下この条、第三十条の表法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる営業の項及び第九十五条において同じ。）以外の客室の部分において客に遊興をさせるための客室（当該客室内の客席の面積の合計が当該客室の面積の五分の一以下であるものに限る。）　次のイ及びロに掲げる客室の部分